京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第五十卷第六號

昭和十五年六月

論叢

支那に於ける農地の典に就いて……經濟學博士 八木芳之助

統制經濟下に於ける統計と經理……經濟學博士 蜷川虎三

時論

利潤統制の革新的意義……經濟學博士 谷口吉彦

研究

清末紙幣考……經濟學士 德永清行

『道德情操論』の研究……經濟學士 白杉庄一郎

德川時代に於ける丹後縮緬機業の發展過程……經濟學士 堀江英一

說苑

價格に於ける歷史的傳統性……經濟學士 桑原晉

北陸の漆器工業……經濟學士 田杉競

附錄

彙報

外國雜誌論題

本誌第五十卷總目錄

第五十卷　七〇六　第六號　三六

時論

利潤統制の革新的意義

谷口吉彦

目次

一　利潤統制の二形態　二　經濟革新の二形態　三　分配問題としての利潤統制
四　生産問題としての利潤統制　五　利潤統制の革新的意義

一　利潤統制の二形態

謂はゆる利潤統制が果して經濟革新的の意義を有するか否か、假りに何等かの革新的意義を有するとせば、如何なる意味において之を認めることが出來るか、むろん利潤統制をする當事者または主體が、之によつて國内經濟を革新せんとする意圖を有したか否かは、この場合は問題でない。また利潤統制をうける當業者または客體が、之をもつて經濟革新と認めるか否かも、われ〳〵の問題とする所ではない。こゝに問題とするのは、吾國の現實の事實としての利潤統制が、經濟理論上より見て、如何なる革新的意義を有するかを考察せんとするに過ぎない。

さて吾國の戰時統制經濟の進展するに從つて問題となつて來た前後二回の利潤統制は、たま〳〵以つて利潤統制の二つの形態を、代表することゝなつた。即ち第一は、昭和十三年十一月謂はゆる配當制限の名をもつて、國家總動員法第十一條の發動として行はれたものである。この配當制限は當時においては相當の社會的・心理的影響を與へたものであるが、併しその內容は極めて微溫的なものであつて、たゞ將來增配によつて一割以上の配當をなさんとする場合には、政府の認可を要するといふに過ぎない。從つて增配せざる限りは二割でも三割でも配當は續けらるべく、また一割に達するまでは如何なる增配も自由に殘されてゐる。之はかの獨逸または伊太利における配當制限に比すれば、極めて不徹底なものであり、また何ら革新的意圖から出たものではなかつた。當時の發表によれば、たゞ戰時經濟の犧牲を公平に負擔せしめんとするにあつた。併し事實は之によつて負擔は少しも公平となるものではないから、たゞ一時的な心理的影響を與へたに過ぎなかつた。この點では之もまた全く無意味といふわけではなかつた。

第二は、最近の昭和十五年四月に至つて新たに問題となつた利潤統制である。之は周知の如く利潤統制そのものを問題としたのではなく、たゞ軍需品調辨價格の基準を求める場合の利潤率算定法を示したに過ぎない。併しながら之を徹底せしめるためには、單に軍需工業に限らず、廣く一般產業にも之を普及せしむる必要があり、その意圖も明らかにされた爲めに、意外の反響をひき起すことゝなつた。併しその內容が明らかとなり、當事者の眞の意圖が明らかとなつた後には、これまた何等の革新的意義を有しないと思はれ、一方に對しては安神を與ふると共に、他方に對しては失望を感ぜしめる結果となつた樣である。たゞ當時の狀勢は戰時統制ことに物價統制

の緩和または逆轉を來たさんかと懸念された場合であつたから、たとひ一時的な心理的影響に過ぎなかつたとしても、その意義は決して沒却すべきではない。

さて利潤統制には第一の形態の如き配當制限すなはち利潤分配統制と、第二の形態の如き利潤率制限すなはち利潤形成統制とを區別することが出來る。第一の形態は、すでに成立せる利潤に對して、たゞその分配を制限するに過ぎず、而かもたゞ株主への配當といふ形における分配を制限するに過ぎないから、形式的には利潤制限の樣には見えても、實質的には何ら利潤制限の效果を有するものではない。たとひ株主への配當を六分に制限したとしても、すでに獲得した利潤は何らの影響を受けず、社內留保または資本償却の形をとつて蓄積せられ、また將來の利潤も何ら制限なく獲得せられ蓄積せられるからである。また株主利益に對しても、なるほど名目上の配當は制限されたとしても、社內留保または資本償却の增大すると共に、株價の値上りを來たして實質的には不勞利得を齎らしうるであらう。

之に反して第二の形態は、利潤の形成過程においてその成立を制限するものである。即ち個々の商品價格の中に含まるゝ利潤率を制限する場合には、利潤はその成立を制限されるからである。それ故に利潤制限の立場よりすれば、前の配當制限よりも遙かに效果的であり、より根本的であり、より實質的である。周知の如くこの利潤率の統制は價格統制の手段として採られたものであり、價格との關係においても、前の配當制限とは全くその意義を異にする。即ち配當制限は如何に之を强化したとしても、直接には何ら價格または低物價には關係しない。すでに一定の價格の上に成立した利潤を制限するに過ぎないからである。然るに後の利潤統制では、價格の構成

要素として生産費に加算さるべき利潤率を制限するのであるから、生産費にして變化なき限り、それだけ價格を低下せしめるからである。これ後の利潤統制が低物價政策强化の段階において採られた所以である。

二　經濟革新の二形態

吾國の現段階において要請されつゝある經濟革新には、二つの形態を區別することが出來る。

第一は全く理論的・抽象的に、一つの理想的要求より來る革新である。卽ち東亞新秩序の建設といふ民族的使命の達成のためには、國內革新は必然である。新秩序を東亞に建設するためには、その指導的役割を有する吾國において、まづ新秩序を成立せしめねばならず、わが國內經濟を依然たる舊秩序のまゝにおきながら、東亞に新秩序を建設せんとするが如きは自己矛盾であると考へる。卽ち東亞建設の理想より理論的に要請せらるゝ革新である。

第二は、現實の實際的要求より來る革新の要請である。卽ち今日の戰時經濟の運營を支障なく遂行するためには、もはや從來のまゝの營利經濟では不可能である。事變遂行に必要な軍需品および生活品の生產力を飛躍的に發展せしむるためには、何らかの經濟革新を斷行する必要に迫られてゐる。ことに最近の經濟統制の行き詰りは、この革新を促進する狀勢にある。卽ち物資統制は物資の隱匿となり、物價統制は闇相場の橫行となつて、統制經濟の理想的狀態とは、およそ懸絕した結果を招來してゐるのみならず、他方にこれらの統制强化は却つて生活品または軍需品の生產力を阻害せんとする傾向さへ現はれて來た。之をこのまゝに放置するにおいては、東亞

建設はおろか事變遂行にさへ支障を來たすではないかといふ現實の要求より來る革新である。

この二つの革新は、一見するところ全く異なる根據から主張されてゐる樣ではある。一は理想的・理論的の根據から、他は現實的・實踐的の根據から出てゐるからである。併しながら二者は決して異なるものではない。それは事變遂行に伴ふ統制經濟の運行といふ現實の必要も、結局は將來の東亞新秩序の建設に至る過程の問題であるから、そこには一貫したる關聯がある。また東亞新秩序の建設といふ將來の理想も、今日の事變遂行の過程を經ずしては不可能であり、事變の遂行は戰時統制經濟の運營なくしては不可能であるからである。

東亞新秩序建設のための國內革新もまた、決して單なる理想的抽象論ではない。東亞建設のためには、何よりもまづその指導的地位にある吾國の生產力を飛躍的に擴充せねばならず、そのためには國內經濟の革新を必然たらしむると考へられるからである。卽ち生產力の發展を媒介として、二つの革新は密接に結びつけられる。たゞそれが現實に當面する今日の生產力か、または寧ろ將來の必要に應ずるための生產力か、といふ點に相違を存するに過ぎない。

かくの如く經濟革新の問題は、常に生產力の發展と關聯するものであり、また關聯せしめて考へられねばならない。革新はたゞ革新のための革新であつてはならず、經濟の目的を達するための必要かくべからざる手段として革新は行はれねばならぬ。その經濟の目的とは卽ち生產力の發展に外ならぬ。また具體的な個々の經濟革新の目標も、同樣に生產力の發展におかれねばならぬ。如何なる部門を如何なる程度に革新すべきかの具體的目標は、その革新によつて擴充さるべき生產力の發展如何に依存し、また種々なる革新方策の比較選擇に當つての基

準も生産力の擴充程度如何に置かるべきものである。

更にまた如何なる根據から主張さるゝ革新にせよ、その必然性はまた同樣に、生産力の發展に求められねばならぬ。何故に經濟革新を必然ならしむるかの根據は、從來のまゝの經濟原理または經濟機構では、生産力の行詰りを來たして、最早そのまゝでは生産力の發展を阻害するに至つてゐるといふ事實の上に置かれねばならない。この事實の上に立脚せざる觀念的の革新論では、いかに抽象理論上の必然性は證明されても、現實の必然性をもち得ないことは、これまで内外の歴史において屢々經驗し來つた所である。

要するに經濟革新の必然性もその目的も目標も、一に現實の生産力の發展を樞軸とすべきであつて、生産力の行詰りまたは阻害を根據として革新は主張され、その打開または擴充を目的として革新は實行され、その發展の程度を目標として革新は評價されねばならぬものと考へられる。

三　分配問題としての利潤統制

かくして經濟革新の問題は、結局するところ生産力の問題であり、從つて生産過程の問題であり、生産原理または生産機構の問題である。之に對する分配問題もまた、重要なる一問題たるには相違ないけれども、今日の段階における問題の重點はそこには無い。なるほど過去の或る段階においては、分配原理または分配機構の問題が、經濟革新または社會革新の中心問題であるかの如く考へられた時代もあつたが、併しその時代でも、問題の本質的なものは常に分配過程ではなくして、その根柢をなす生産過程にあつた。況んや今日の段階に於て生産力

または生産過程の問題が中心となることは、寔に必然であると言はねばならぬ。

ところで問題の利潤統制は、一見するところ分配問題であるかの如く思はれる。企業家所得としての利潤を制限せんとするからである。例へば配當制限といふ形を採る場合には、それは企業利潤の株主資本への分配であり、また販賣利益率の制限といふ形を採る場合にも、企業家所得の制限に外ならぬと思はれるからである。

果して然らば利潤統制の革新的意義は、極めて稀薄とならざるを得ないであらう。それはたゞ利潤分配の程度を量的に制限せんとするに過ぎず、その利潤の成立する生産過程はそのまゝにし、謂はゆる利潤追及の營利生産の原理または機構は、全く從來のまゝに殘存せしめて、たゞその結果として發生する利潤の大さに、或程度の制限を加へんとするに過ぎないからである。むろん利潤の量的制限も全く無意味といふわけではない。たゞその限りでは問題は生産過程にまで入らず、從つてその革新的意義は多く期待され得ないではないか、革新的意義をもちうるためには、營利生産そのものを革新して、生産力擴充の行詰りを打開しうるものでなければならぬからである。

併しながら問題は然かく簡單ではない。吾々はこゝでまづ營利生産の行詰りについて反省する必要がある。今日における現實の行詰りは、低物價と增産または生産力擴充との矛盾となつて現はれて來た。利潤追及の營利生産の原理の下では、增産または生産力擴充は、價格の引上げまたは高物價によつてのみ達成されるからである。それ故に今日の段階における現實の革新問題は、現在の低物價を堅持しつゝ、または積極的の價格引下げを行ひつゝ、いかにして生産力を擴充して增産を實現せしめうるか、高物價による利潤增大の刺激によらずして、いか

なる刺激によつて生產增加を齎らしうるかの點にある。

利潤を否定し營利生產を否定して、之に代ふるに他の何等かの原理をもつてせんとする主張は、最も根本的な革新といふことが出來る。たゞこの場合の問題は、經濟活動の推進力としての利潤追及を否定したる場合に、何をもつてこの推進力に代らしめ得るかにある。すべての產業部門にわたる總ての企業を國營または公營とすることの困難は言ふまでもない。かりにこの困難を犯して之を斷行したとしても、之によつて果して全體としての國家生產力を擴充しうるか否か、また假りに一部の產業または企業に對して、國家管理または國營を行つたとしても、他の殘されたる部分のために、之に破綻を生ぜしめるに至ることは、最近の吾國における統制經濟または管理經濟において、すでに經驗ずみの事實である。

營利生產の原理を革新せんとするには、今日すでに自明とされてゐるこの原理について、新たに再檢討を加へる必要がある。その第一は、營利心と利己心との關係である。普通にはこの二つを混同して全く同一視し、從つて營利生產の否定は卽ち利己心の否定を意味するかの如く考へる。なるほど營利と利己との間には密接な關聯はある。言ふまでもなく金錢的利己は營利であり、之を生產の推進力とするものが營利生產である。併しながら利己心は必ずしも金錢的利己とは限らず、廣義の利己心は殆んどあらゆる場合に存在する。學者が千古不朽の眞理を發見して自己の學究欲を滿足せしめるのも、道德家が德操を養つて人格を高めるのも、或る意味では利己心の發露と見ることも出來る。全くの犧牲的な利他心から出た行動でも、それによつて自己良心の滿足を得たとすれば、依然として廣い意味での利己的要素を否定することは出來ない。ことに一部少數の有德者は別として、一般

普通の國民を問題とする場合には、この廣義の利己的動機を無視しては、空想的革新に陷る危險が多い。今日の問題はかゝる廣義の利己心にあるのではなく、之を金錢的利益と結びつけた所に問題が存するのである。

第二は、謂ふところの營利活動もまた殆んど自明とされてゐるが、問題はこゝにも殘存してゐる。營利生產の本質的要素は何れにあるか、普通には金錢的利益の獲得を營利と考へるが、併し吾々は資本の蓄積をもつてその本質的要素と考へる。從つて單に利を營むといふだけでは、營利活動でも何でもない。金錢的利益のための活動といふだけならば、古代にも中世にもすでに存在してゐた。近世資本主義の特質としての營利生產は、たゞに金錢的利益の獲得に止まらず、之を資本として蓄積する點にある。從つてたとひ通俗の意味での營利活動をつゞけたとしても、之をもつてその人の社會生活を維新するに過ぎない場合には、それは嚴密な意味での營利活動ではないと考へる。今日の問題は生活のためにする營利にあるのではなく、蓄積のためにする營利にあるからである。

四　生產問題としての利潤統制

利己心を營利心から引き離し、營利生產を資本蓄積から引き離すことが、生產過程に關聯せしめての利潤統制の問題である。吾々は更に進んで利潤そのものゝ經濟學的な考へ方について、再檢討を加へる必要がある。

利潤をもつて企業家の勞務に對する報酬であるとする見解は、企業家の利得を辨護する學說であるとの非難を免かれなかつた。この非難の當否は姑らく別問題とするも、自由經濟または獨占經濟の下における利潤の說明と

しての報酬説は、第一に、必ずしもその勞務に比例せずして、多くの場合には過大なる報酬となり、從つて反對給付としての報酬觀念をもつては、説明の困難なる場合の寧ろ多い點と、第二に、現實の過程において利潤は決して報酬として前拂されては居らず、すべての費用を引去りたる殘餘として取得されてゐる點から、吾々は利潤報酬説には贊成し得ないものである。

資本主義生産における利潤の説明としては、吾々は現實の利潤成立の過程より見て、剰餘説を採らざるを得ない。それはかの可變資本の搾取による剰餘價値説によらずとも、現實の事實の説明として必然に要求せられる所である。第一に、自由經濟の下にあつては、商品價格は自由競爭の結果として市場において決定せられ、それと生産數量との相乘積として生産價額は決定せられ、それから生産費總額を控除した剰餘として、最後に利潤の決定を見るからである。卽ち價格は最初であり、利潤は最後である、むろん生産者の一應の計算においては、生産費に利潤を加へて個々の商品價格を決定することはありうる。併しながら現實にその價格をもつて販賣しうるか否かは、一に市場の關係如何に依存することは言ふまでもない。

第二に、獨占經濟の下においては、商品供給を制限することによつて、まづ市場に獨占價格を成立せしめんとするものであるから、むろん價格は先決せられ、それから生産費を控除したものが獨占利潤として殘存する。反對に獨占利潤を一定のものとして先決し、之に生産費を加算して、獨占價格を決定するわけではない。

かくして自由經濟たると獨占經濟たるとを問はず、資本主義生産にあつては、利潤は剰餘部分として企業家の手に殘る。これが利潤追及の營利生産における利潤の本質であると考へる。そこでいま或る提案が、革新的意義

を有するか否かは、かくの如き生産推進力としての剰餘利潤の本質に對して、その提案が何等かの變更を意味してゐるか否かの點に依存すると言ふことが出來る。然らば問題の利潤統制は、この點に關して如何なる意味を有するか、

最初に論ぜる利潤統制の二形態のうち、配當制限はすでに成立せる利潤に對して、たゞその分配を制限するに過ぎないものであるから、實質的には何ら利潤統制の意義を有しないのみならず、生産過程において成立する利潤の性質を何ら變更するものではない。たとひ配當制限を極端に制限したところで、生産過程における利潤の成立は何等の影響をも受けず、量的には何等の制限もなく利潤は獲得せられ、質的には依然として剰餘利得の追及を目的とする生産が續けられるからである。それ故に配當制限は異常なる社會的衝動を與へたに拘らず、その革新的意義は殆んど之を認めることは出來ないと言はねばならぬ。

第二の形態における利潤統制すなはち生産過程における利潤成立の制限は、之に比すれば利潤の實質的制限ともなり、遙かに效果的な利潤統制ではあるが、たゞ問題は之が果して右に述ぶるが如き意味での革新的要素を含むか否かの點にある。なるほどこの場合にも一應は利潤追及の營利生産を認め、たゞその利潤成立に一定の量的制限を設けたに過ぎないものならば、そこには殆んど革新的意義を認めることは出來ないではないか。

然るにこの利潤統制は、たゞに利潤成立の量的制限に止まらず、或る意味ではその質的變化をも含んでゐると考へられる。それは卽ちこの利潤統制が價格政策に出發し、生産費に加算さるべき利潤として規定されてゐるからである。具體的には軍需品の調辨價格を決定する場合に、その個々の商品の生産費に加ふるに一定の算定方式

による利潤をもつてせんとするからである。

この考へは前に述べたる剰餘利潤說すなはち　價格－生産費＝利潤　に對して、之とは全く逆の考へ方を示すものであつて、言はゞ追加利潤說すなはち　生産費＋利潤＝價格　を意味し、利潤は剰餘部分にはあらずして、生産費に加算さるべき追加部分となつてゐる。前の場合には、まづ最初に價格が需給關係によつて市場において決定せられ、これより生産費を控除して最後に利潤が決定される。然るに後の場合には反對に、價格は最後に決定せられ、これに先だつてすでに利潤は決定されてゐる。從つてこの利潤の決定には、一定の算定方式を必要とし、株主資本への配當と借入資本への利子と事業の繼續に必要なる社内留保と諸稅金とを合算して、之を算定せんとするのが今次の提案である。

五　利潤統制の革新的意義

かくの如く利潤の性質が剰餘部分から追加部分に轉化することは、經濟理論上の一つの革新であり、從つて之を現實の社會に實現しうるならば、それは一つの經濟革新といふことが出來る。これを利潤と呼ぶか否かは姑らく別問題とし、少くとも自由經濟または獨占經濟の場合における利潤とは、その性質を異にするものとなつてゐる。

第一に、この場合には市場價格または獨占價格は公定價格に取つて代られる。市場價格は市場における需給關係により、獨占價格は獨占企業家の計算により決定せられ、直接には生産費と關係なく獨立に成立する。然るに

公定價格は需給關係に關係なく、生產費に利潤を加へて決定される。從つて公定價格の實現するか否かは、一つの經濟革新の實現するか否かを意味する。闇相場の横行によつて、之が全く行はれてゐないとすれば、經濟革新も全く行はれてゐないことを意味する。

第二に、この場合には謂はゆる價格機構にもとづく經濟の自律性は否定されてゐる。價格の騰落によつて數量の增減を來たし、數量の增減によつて價格の落騰を來たすといふ機構は、公定價格と數量統制とによつて否定せられ、價格は價格として、數量は數量として獨立に規定されることゝなる。むろん之もまた現實には完全に實現されてゐるわけではないが、併しその範圍と程度において、自由經濟の機構に對する一つの革新といふことが出來る。

第三に、利潤の性質が剩餘部分から追加部分に轉化することは、再び利潤報酬說を成立せしむるものではないか、われ〳〵は前論の如く、自由經濟における利潤の說明としては、報酬說を却けて剩餘說を採るものではあるが、併し革新理論としての利潤または當爲利潤の理論としては、再び利潤報酬說に復するものである。利潤をして企業家の經營指導の報酬たらしめんとする點に、一つの革新的意義を求めんとするにある。

第四に、當爲理論としての利潤報酬說は、同じ意味での勞賃報酬說となり、利潤と勞賃とは著しくその性質を接近せしめることゝなる。むろん自由經濟における勞賃の說明としては、報酬說よりも寧ろ價格說により多くの眞理を認めるとしても、革新理論としての當爲勞賃は、之をして勞働者の勤勞に對する報酬たらしめんとするにある。この點においては利潤も勞賃も多くその性質を異にするものではない。

第五に、報酬としての利潤または勞賃は、その前提として奉仕の存在を必然とする。經濟革新の最も根本的な原理は、從來の營利經濟の原理に代ふるに、奉仕經濟の原理をもつてする點にあるが、謂ふところの奉仕經濟は、通俗的な無償の奉仕ではあり得ない。無償の奉仕は倫理的には成立しうるけれども、經濟的には成立し得ない。經濟理論としての奉仕經濟は、奉仕に對する報酬を必要とする。奉仕と報酬との間に、妥當なる關係を成立せしめんとする所に、經濟學の問題が存在するわけである。

最後に、奉仕經濟の原理は、企業家と勞働者との關係だけからは出て來ない。企業家以上の存在にして同時に企業家を包攝し、勞働者以上の存在にして同時に勞働者を包攝する一つの高次的存在を考へずしては、奉仕原理は導き出されない。勞働者は企業家に奉仕するのではない。從つて勞賃は企業家から受ける報酬ではない。企業家も勞働者と共に、一つの高次的存在に奉仕し、その高次的存在から之に對する報酬としての利潤を受ける。これは吾々の別に主張する綜合體の原理より必然に導き出さるゝ理論であり、經濟革新の原理もまた之に外ならぬと考へる。

之を要するに利潤統制は一見するところ分配問題であり、また利潤の量的制限に過ぎないと思はれる所から、これに何等かの革新的意義を認めることは困難であるかに思はれる。併しながら分配問題は生産問題を離れてはあり得ず、また一定の量的發展は必然に質的發展にまで展開し得ることを考ふるならば、この問題をたゞ抽象的・獨斷的に論斷するわけには行かない。吾々は以上述ぶるが如き意味において、こゝにもまた一つの革新理論の潜在することを問題とするものである。